

# 村田町 農業委員会だより

編集と発行 村田町農業委員会  
村田町大字村田字迫6  
電話 0224-83-6409

令和6年12月1日発行



農業委員会では、農地法に規定されている遊休農地の解消に向け、毎年、利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

今年度は、7月に5つの地区（村田・沼辺・小泉・足立・菅生）ごとに地区担当の農業委員と農地利用最適化推進委員で町内を巡回し、遊休農地や違反転用がされている農地がないかを調査しました。

今後、利用意向調査を踏まえ、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことになります。

遊休農地の解消に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 農地などの相談は私たち委員へお気軽にご相談ください

農業委員会業務をより適切に行うため、村田町を5つに分けて農地の売買や賃借などの審議、農地利用の最適化の推進に関する活動を行っています。

● 会 長 …… 大沼善明

● 会長職務代理 …… 山家文雄



- |      |        |         |               |
|------|--------|---------|---------------|
| 菅生地区 | ● 小山昭一 | ■ 小林光正  | ■ 高橋洋一        |
| 足立地区 | ● 丹野敬吉 | ■ 村上光博  | ■ 佐々木恒明       |
| 村田地区 | ● 南部 仁 | ● 前野幸子  | ■ 佐山加代子       |
| 小泉地区 | ● 大沼善明 | ● 渡邊長松  | ■ 岩間一義        |
| 沼辺地区 | ● 山家文雄 | ● 櫻井とし子 | ■ 二瓶養作        |
|      |        |         | ■ 河 齋 忠 夫     |
|      |        |         | ■ 大沼三男        |
|      |        |         | ■ 佐藤義宏        |
|      |        |         | ■ 櫻井正人        |
|      |        |         | ● 農業委員        |
|      |        |         | ■ 農地利用最適化推進委員 |

# 村田町農業委員及び村田町農地 利用最適化推進委員を募集します



村田町では、令和7年3月31日の任期満了に伴う「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を募集及び公募をいたします。

農地利用の最適化を果たし、農業振興の向上と委員会活動の活性化を図るため、行動力と熱意のある方をお待ちしています。

## 【推薦・応募内容】

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	8名	11名 (下表のとおり担当区域毎に決定)
就任日	令和7年4月1日 (町議会の同意を得て就任となります)	農業委員会が委嘱する日 (委嘱状が交付されます)
任期	3年(令和10年3月31日まで)	委嘱の日から令和10年3月31日まで
身分	地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員(非常勤)	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員(非常勤)
主な職務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地法及び農業経営基盤強化促進法による農地の移動に関する調査及び審議並びに決議</li> <li>●農地利用の最適化に関する業務</li> <li>●農家相談業務</li> <li>●農業委員研修等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地利用の最適化に関する業務</li> <li>●農地利用の集積・集約化の推進</li> <li>●耕作放棄地の発生防止と解消の推進</li> <li>●農地中間管理事業の利用促進</li> <li>●農業委員会総会、農政又は農地調査会、研修会等への出席</li> </ul>
出務日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回から3回程度(定例会・現地調査・農家相談)が基本ですが、審議案件により現場調査などにより日数は増えます(平日の日中が中心ですが、土・日、祝日の出務もあります)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回から3回程度(現地調査・農家相談・パトロール)で現場活動が基本です</li> <li>・委員会の求めによっては、定例会への出席があります</li> </ul>
報酬	「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により支給	

推進委員の 担当区域及び 定数	村田地区2名・沼辺地区3名・小泉地区2名 足立地区2名・菅生地区2名
-----------------------	---------------------------------------



## 応募資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

## 応募方法

個人による応募と推薦による応募があります。「推薦」の場合は、農業者の推薦（3人以上の推薦者連名）と法人・団体等の推薦があります。それぞれ応募用紙に必要事項を記入のうえ、農業委員会に持参又は郵送してください。

- ※ 推薦及び応募用紙は農業委員会にあります。
- ※ 町ホームページからもダウンロードできます。

## 応募期間

**令和6年12月2日(月)から  
令和7年1月6日(月)までの間**

## 応募締切

**令和7年1月6日(月)まで  
持参いただくか、郵送にて必着**

## 選考方法

農業委員については、評価委員会の意見を受けて選考し、村田町議会の同意を得たうえで任命されます。  
農地利用最適化推進委員については、評価委員会の意見を受けて選考し、農業委員会が委嘱します。

## 問い合わせ及び提出先

**村田町農業委員会事務局  
(村田町役場東庁舎2階)**

〒989-1392 村田町大字村田字迫6番地

**☎ 0224-83-6409**



# 農地の売買、貸し借り、転用は許可が必要です！

農地は、法律によって守られています。自己所有の農地であっても売買・貸し借り・転用を行う際は、事前に許可が必要です。

○農地の権利移転に関する手続きの概要（申請の前に必ず農業委員会にご相談ください）

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備考
第3条	農地を耕作目的で 売買、貸し借り、 贈与するとき	農地の所有者及び 権利の移転を受け るもの	村田町 農業委員会	資産保有や投資目的による権利の取得は許可されません。 ※令和5年4月1日から農地法の下限面積が廃止されました。 ※後継者への農地の名義変更でも必要です。(相続除く)
第4条	自分名義の農地を 農地以外のものに 転用（用途の変更） するとき	転用を行うもの （農地所有者）	宮城県知事	農地の場所によっては、転用が出来ない場合がありますので、事前に必ずご確認ください。 ※どんなに小さな面積でも許可が必要です。
第5条	他人名義の農地を 買って、または借 りて転用するとき	売主・貸主（農地 所有者）及び買主・ 借主（転用事業者）		

- ※ 農地の形状変更（盛土や削土）も転用の許可が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。
- ※ 農地法の罰則が厳しくなっていますので、違反転用は絶対やめましょう。
- ※ 農地の相続をしたときは、農業委員会へ届出が必要となります。

## 農業者の未来を支える農業者年金

### 農業者年金の特徴

1

次の3つの要件を満たす方は誰でも加入できます  
① 年間60日以上農業従事  
② 国民年金第1号被保険者  
③ 60歳未満

2

積立方式・確定拠出型のため、財政的に安定した制度で少子高齢時代でも強くて安心

3

保険料はいつでも（月額2万円から6万7千円）自由に変更できます

4

「認定農業者で青色申告者」など、一定の要件を満たす担い手の方には保険料の国庫補助があります

5

支払った保険料（掛け金）の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税につながる大きな税制上の優遇措置があります

6

年金は終身（生涯）受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも死亡一時金が遺族に支給されます

詳しい内容、ご相談は農業委員会、JAまで